

◎新潟県告示第870号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、糸魚川市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成29年7月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
8月21日（月）	午後1時から2時まで	外波支館	糸魚川市全域
	午後2時30分から4時まで	市振支館	
8月22日（火）	午前9時から正午まで	青海総合文化会館	
	午後1時から4時まで		
8月23日（水）	午前9時から正午まで	西能生地区公民館	
8月24日（木）	午後1時から4時まで		
8月25日（金）	午前9時から正午まで	磯部地区公民館	
8月28日（月）	午後1時から4時まで	根知地区公民館	
8月29日（火）	午前9時から正午まで	下早川地区公民館	
	午後1時から4時まで		
8月30日（水）	午前9時から正午まで	糸魚川市役所	
8月31日（木）	午後1時から4時まで		
9月1日（金）	午前9時から正午まで		
9月4日（月）	午後1時から4時まで		
9月5日（火）	午前9時から正午まで	大和川地区公民館	
	午後1時から4時まで		
9月6日（水）	午前9時から正午まで	糸魚川市役所	
9月7日から平成30年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、平成30年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会